

課税世帯のかたの入院時の食事代が変わります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

法律の改正により、平成28年4月1日から、同じ世帯に課税されているかたがいる場合、入院したときの食費の自己負担額が次のとおり変わります。

◎食費の自己負担額（一食あたり）

市町村民税の課税状況		変更前	変更後 (平成28年4月1日～)	備考
課税世帯のかた (現役並み所得・一般所得)		260円	360円 一部のかた (右記参照)は 260円に据え置き	<ul style="list-style-type: none"> 指定難病のかた。 所得区分が一般のかたで、平成28年4月1日時点で既に1年を超えて継続して精神病床に入院しているかた。
世帯の全員が 非課税のかた	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	210円※		変更なし ※各市(区)町村窓口で予め減額認定証の交付を受ける必要があります。 (今回の改正による更新はありません)
	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) (長期該当:区分Ⅱに該当し 過去12か月の入院日数が 90日超)	160円※		
	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	100円※		

交通事故によるけが等で病院にかかるとき

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

交通事故など第三者(加害者)によるけが等で保険診療を受ける場合は、被害の状況等を保険者へ必ず届け出ることとされています。また、医療機関へかかる際は、事故による受診であることを申し出る必要があります。

この届出により、後期高齢者医療広域連合で保険者負担分の医療費を一時的に立て替え、後に第三者(加害者)へ請求を行います。

ただし、第三者(加害者)から医療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、保険診療を受けられなくなることがありますので、お早めにお住まいの市(区)町村の高齢者医療担当窓口へご相談のうえ、事故日から30日以内に必要書類を提出してください。

(必要書類は市(区)町村窓口で配布のほか当広域連合のホームページから印刷することもできます。)



海外療養費を申請されるかたへ

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

平成28年4月から、海外へ渡航中に治療を受けた際の海外療養費を申請される場合、従来の必要書類に加えて次の書類の提出が必要になります。

- ・パスポート(コピーをいただきます。)
- ・海外の医療機関等へ、保険者が療養内容を照会することについての同意書

